２　事業団は、前項の規定による認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者。以下この項において同じ。）から次に掲げる事項を記載した申請書の提出があつたときは、前項の規定による認定を受けた者に対して限度額適用認定証を交付する。

一　加入者の氏名及び生年月日

二　加入者等記号・番号

三　学校法人等の名称及び所在地

四　認定を受けた者の氏名及び生年月日

五　その他必要な事項

３　限度額適用認定証の交付を受けた加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、直ちに、当該学校法人等を経て、事業団に限度額適用認定証を返納しなければならない。

一・二　［略］

三　第一項ただし書の規定により認定が取り消されたとき。

四　第一項の規定による認定を受けている者が当該認定の区分に該当しなくなつたとき。

五　［略］

４　［略］

５　第一項の規定による認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第四条の二第一項に規定する方法により加入者であることの確認を受ける場合（第五条第八項において準用する第四条の二第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から第一項の規定による認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

６　［略］

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第四条の十三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する加入者）は、その事実を証明する証拠書類を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合においては、第四条第三項の規定を準用する。

一　［略］

二　加入者等記号・番号又は個人番号

三～六　［略］

２　事業団は、前項の申請書の提出に基づき認定を行つたときは、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する加入者）に対して限度額適用認定証を交付する。

３　［同上］

一・二　［同上］

三　認定を受けている者が当該認定の区分に該当しなくなつたとき。

四　［同上］

４　［同上］

５　認定を受けた者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとするときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

６　［同上］

（限度額適用証の交付等）

第四条の十三　［同上］

一　［同上］

二　加入者番号又は個人番号

三～六　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］